第二百五十二条第一項及び第二百六十八条第一項中「同規則第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足改訂版」に、「協定規則第41号第４改訂版」を「協定規則第41号第４改訂版補足改訂版」に改める。

第二百八十四条第一項中「同規則第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足改訂版」に改める。

別添九３・10・中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に、同別添別紙一１・６・、１・８・及び２・３・中「協定規則第11改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

別添十六別紙の表中「348～383K（70～105℃）」を「343～378K（70～105℃）」に改める。

別添五十二２・５・29・１・の次に次のように加える。

2.5.30.　「連鎖式点灯」とは、複数の光源を有する指示装置の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

別添五十二３・９・２・の次に次のように加える。

3.9.3.　別添73「方向指示器の技術基準」で規定する種類１、１ａ、１ｂ、２ａ又は２ｂの方向指示器の光度特性は、連鎖式点灯をする場合において、変化することができる。ただし、種類２ａ又は２ｂの方向指示器が緊急制動表示灯として作動する場合にあっては、この限りではない。

別添五十二３・18・４・２・中「「Ｙ」マークの付された相互依存型灯火等は、可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、外側の幾何学的視認性、色及び光度の要件を満たすものとする。なお、当該相互依存型灯火等が可動構成部品の全ての固定位置において、当該装置の配光領域に規定した光度値に適合する場合には、内側の幾何学的視認性は満たされたとみなす。」を「次のいずれかの要件に適合するものであればよい。」に改め、次に次のように加える。

3.18.4.2.1.　Ｙマークの付された相互依存型灯火等（方向指示器を除く。）は、可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、外側の幾何学的視認性、色及び光度の要件を満たすものとする。なお、当該相互依存型灯火等が可動構成部品の全ての固定位置において、当該装置の配光領域に規定した光度値に適合する場合には、内側の幾何学的視認性は満たされたとみなす。

3.18.4.2.2.　Ｙマークの付された方向指示器は、可動構成部品の全ての固定位置において、当該方向指示器について規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度の要件を満たすものとする。これは、幾何学的視認角度を満たすため又は完全にするために、可動構成部品がいずれかの固定した開放位置にあるときに、追加の灯火等を点灯させる場合には適用しない。ただし、これらの追加の灯火等が可動構成部品に取り付けられる方向指示器に適用される全ての位置、色及び光度の要件を満たすことを条件とする。

別添五十二４・３・２・及び４・３・９・中「同規則第４改訂版補足第５改訂版」を「同規則第４改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・９・６・中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改め、同別添４・23・２・及び４・23・６・１・２・１・中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・23・６・３・中「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・23・７・４・３・中「70㎞／ｈ」を「60㎞／ｈ」に、「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・23・８・２・及び４・23・９・１・中「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・23・９・５・中「同規則改訂版補足第５改訂版」を「同規則改訂版補足第６改訂版」に改め、同別添４・24・８・３・１・、４・24・８・３・２・及び４・24・10・２・中「同規則第11改訂版補足第10改訂版」を「同規則第11改訂版補足第11改訂版」に改める。

別添五十五４・１・中「協定規則第123号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」に改める。

別添五十八４・１・２・中「前照灯に組み込まれた車幅灯」を「前照灯又は前部霧灯に組み込まれた車幅灯」に改める。

別添六十別紙三１・中「単純な形状であり、かつ、通常の観察距離から文字、数字及び三角形と容易に誤認しないもの」を「通常の観察距離から三角形と容易に誤認しないもの」に改め、同別紙２・を削り、同別紙３・中「１．及び２．の規定」を「１．の規定」に改め、同別紙３・を２・とし、同別紙四２・中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改める。

別添六十一別紙三１・中「単純な形状であり、かつ、通常の観察距離から文字、数字及び三角形と容易に誤認しないもの」を「通常の観察距離から三角形と容易に誤認しないもの」に改め、同別紙２・を削り、同別紙３・中「１．及び２．の規定」を「１．の規定」に改め、同別紙３・を２・とし、同別紙四２・中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改める。

別添六十八別紙三１・中「単純な形状であり、かつ、通常の観察距離から文字、数字及び三角形と容易に誤認しないもの」を「通常の観察距離から三角形と容易に誤認しないもの」に改め、同別紙２・を削り、同別紙３・中「１．及び２．の規定」を「１．の規定」に改め、同別紙３・を２・とし、同別紙四２・中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改める。

別添七十３・３・２・及び４・２・中「尾灯と兼用の制動灯」を「尾灯又は後部上側端灯と兼用の制動灯」に改め、「尾灯のみ」の下に「又は後部上側端灯のみ」を加える。

別添七十三３・７・３・の次に次のように加える。

3.8.　方向指示器（種類５及び６の方向指示器を除く。）の点灯の方法は、3.8.1.から3.8.5までの要件を満たす場合に限り、連鎖式点灯によるものであってもよい。

3.8.1.　各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。

3.8.2.　光源の一連の点灯は、方向指示器の観測方向からの見かけの照明部の内側から外側に向かって均一的かつ連続的に点灯するものであること。

3.8.3.　各光源は、垂直方向に反復して変化することのないものであること。

3.8.4.　連鎖式点灯は、その開始後、200ms以内に完了するものであること。

3.8.5.　方向指示器の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

3.9.　相互依存型灯火の場合

3.9.1.　相互依存型灯火装置は、全ての相互依存型灯火等が同時に点灯した際に、要件を満たすものとする。ただし、相互依存型灯火装置が、固定構成部品と可動構成部品に取り付けられている場合は、Ｙマークの付された相互依存型灯火等は、可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度の要件を満たすものとする。

3.9.2.　3.9.1.の規定は、幾何学的視認角度を満たすため又は完全にするために、可動構成部品がいずれかの固定した開放位置にあるときに、追加の灯火等を点灯させる車両への取付けが意図された相互依存型灯火装置の一部をなす方向指示器には適用しない。ただし、これらの追加の灯火等が可動構成部品に取り付けられる方向指示器に適用される全ての位置、色及び光度の要件を満たすことを条件とする。

別添七十三４・１・２・中「１個の方向指示器」の下に「（Ｄマークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。）」を加え、同別添４・２・中「１個の方向指示器」の下に「又は相互依存型灯火装置」を加える。

別添七十七を削除する。

別添七十六別紙二１・６・、１・８・及び２・３・中「協定規則第10号第４改訂版」を「協定規則第10号第５改訂版」に改める。

別添七十六別紙二１・６・、１・８・及び２・３・中「協定規則第10号第４改訂版」を「協定規則第10号第５改訂版」に改める。

別添百五別紙四２・中「同規則第６改訂版補足第３改訂版」を「同規則第６改訂版補足第４改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。